

関西貨物協議会 news

発行者：関西貨物協議会 大阪府大阪市北区錦町2-2 国労大阪会館 Tel 06-6358-1190
発行責任者：工藤 隆志 編集：恵阪 景一 2025年 2月21日 NO. 2

2025年3月ダイヤ改正集約

団体交渉（国労西日本申7号）開催

国労西日本本部は、『2025年3月ダイヤ改正等について』に関する申し入れ（国労西日本申第7号）に基づき、解明要求64項目、基本要素53項目、区所別要求183項目について貨物関西支社と2月12日、13日、18日、20日に団体交渉を開催した。

一部要求（解明・基本・区所別）について記載する。（西日本本部電送NO.051参照）



【解明要求】

2. 隅田川駅構内における鉄道人身障害事故後、「線路に隣接した歩行路における歩行等について（試行（通達）」が出されたが、関西支社として同種労災防止に向けた考え方を明らかにすること。

（会社）入換事故を受けて触車事故防止の観点から、①. 触車事故防止の観点から作業時間の検証、課題を出すための試行であり、安全に作業ができるように作業時間、作業方など考えていく。②. ダイヤに示された時間を超えれば超過勤務として申告することを現場に周知する。③. 運転士から見て作業員がいる事で危険と感じ停止したことによる責任は問わない。

7. 「労働時間での取扱いとする」様に制度変更された「業務改善活動」における実態調査の結果を明らかにすること。また、支社の考え方を明らかにすること。

（組合）「業務改善活動」による時間外労働は、本来、手待ち時間の無い運転士に対する措置であり、運転士以外には基本的には適応されるものではなく、日勤職場で時間外労働が発生している事実からすれば、本来の取扱いでは無い。

（会社）日勤職場において時間外労働は発生しないことが望ましい。現場に業務改善活動のあり方について周知する。

28. 「待機と休養」について、区所毎に休養指示の件数と指示による総休養時間数を明らかにすること。

（組合）安全に運転するために休養指示を行なうとしつつも、出勤点呼時に休養確認したうえで列車遅延による休養指示をしている。運転士のためではなく、運行確保の要素が大きいと考えるがどうか。

（会社）出勤点呼時に休養確認をしている事から出勤後すぐの「休養指示」は本来の取り扱いの考え方とは異なる。本来の取り扱いについては周知していく。

30. 列車遅延時における、運転士の代替手配の手法について、明らかにすること。

（組合）労働基準法36条により時間外労働は問題ないという事ではなく労働時間の管理は適正に行う必要がある。代替手配について8時間を超えてからと、超えないようにとでは大きく変わってくる。

管理する側に対し労働基準法36条の主旨を踏まえ教育していくことが必要である。

（会社）労働基準法36条の主旨を踏まえ管理側に教育等で周知する。

45. ドライブレコーダー記録データの閲覧状況について閲覧した件数及び理由を明らかにすること。また、記録データの取り扱い方について支社の考えを明らかにすること。

(組合) ドライブレコーダーのデータの管理、取り扱い方についての考え方はどうか。

(会社) これまでの考え方に変わりはない。また、データの取り扱いは現場管理者までとなっており、一般社員が取り扱うことがないように周知をおこなう。

【基本要要求】

11. 異常時において、休養時間が僅少となる場合は、休養時間を確保して運転士に対し休養するよう懇願すること。

(組合) 管理者の縛りとして「知識・技能が発揮できない場合は乗務させてはいけない。」とある中で休養が取れていない場合には安全面からすれば管理する側から休養するように促す必要があるのではないか。

(会社) 点呼において顔色等確認しているが、休養がとれていないなど本人からの申告があれば休養等に対応していく事を集合研修等で周知する。

【区所別要要求】

<大阪貨物ターミナル駅>

1. 引上げ・転線前積載点検とは何か明らかにすること。

(組合) 入換作業開始前にコンテナ緊締装置の緊締状態を確認することについて、積付検査とは異なる確認を行うための根拠が示されていない中でどのような作業指示が出来るのか。

(会社) 指摘された内容については、本社で整理していくことになる。指示文書等が出されれば関西支社で精査する。

(組合) 提案された作業時間はどのように取り扱うのか。

(会社) 指示作業時間とする。

<吹田機関区運転士>

21. 稲沢機関区から乗務員に対して通告券の扱いとして運転記録を交付しないこと。

(組合) 稲沢機関区の運転記録を通告券として取り扱っていることについては、これまでも正式な通告券を発行することを求めてきたが改善されていない。本社を交えて話していくことが必要である。

(会社) 関西支社としても誤りであることを認識しており、これまでは東海支社への要請であったが、本社交えて三者で協議し、本来の取扱いに戻るよう協議をする。

要求前進に向け奮闘した地方並びに職場の仲間敬意を表し、国労西日本本部申第7号の解明要求並びに基本要要求の交渉経過については、後日、整理出来次第送付することとする。また、交渉経過については、引き続き、職場点検を行っていくこととする。

2025年4月1日以降の新賃金引上げ申し入れる。

1. 2025年4月1日以降の基本給を定期昇給別で17,000円引き上げること。
2. 各等級の基準額を撤廃し、昇給額を引き上げること。
3. 55歳を超えて在職する社員の基本給について、交渉経過に基づき是正すること。
4. シニア賃金を大幅に引き上げること。
5. 契約社員及び臨時社員についても社員に準じて引き上げること。
6. 高卒採用給を引き上げること。
7. 回答は3月12日までとすること。
8. 2025年1月1日現在の各諸元を明らかにすること。
9. 別に申し入れる「労働条件改善要要求」についても実現を図ること。

